

臼杵市総合公園及び体育施設 指定管理者募集要項



臼杵市

令和8年8月

< 目 次 >

1. 指定管理者募集の目的	…	P1
2. 対象施設及び概要	…	P1
3. 目標指標	…	P2
4. 指定管理者が行う管理の基本方針の位置づけ	…	P2
5. 応募の資格	…	P3
6. 指定管理者が行う業務	…	P3
7. 指定の期間	…	P3
8. 経理に関する事項	…	P4
9. 指定の供用時間等	…	P4
10. 管理運営に関する経費等	…	P4
11. 公募手続き	…	P4
12. 指定管理募集に係る説明会	…	P5
13. 施設の見学	…	P5
14. 質問及び回答	…	P5
15. 提出書類	…	P6
16. 審査及び選定に関する事項	…	P6
17. その他特記事項	…	P7
18. 問い合わせ先	…	P8

臼杵市総合公園及び体育施設指定管理者 募集要項

臼杵市では、臼杵市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年臼杵市条例第256号)第3条第1項、臼杵市都市公園条例(平成17年臼杵市条例第173号)第26条及び臼杵市体育施設条例(平成17年臼杵市条例第206号)第3条の規定により、次のとおり臼杵市総合公園及び体育施設の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)を募集します。

1. 指定管理者募集の目的

指定管理者制度とは、市民の皆さまが利用するスポーツ施設や文化施設などの「公の施設」の管理を、民間事業者等を含めた「法人その他の団体」で行うことができる制度です。

臼杵市では、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するとともに、市民や民間事業者の有する能力、経験、知識等を活用するほか、市民サービスの質の向上と経費節減を図るため、臼杵市総合公園及び体育施設管理運営の業務について、指定管理者を公募します。

2. 対象施設及び概要

I 臼杵市総合公園

名 称	所 在 地	面 積
公園施設	臼杵市大字諏訪790番地	139,717㎡
臼杵市民球場	臼杵市大字諏訪790番地	18,226㎡
多目的グラウンド	臼杵市大字諏訪726番1	18,018㎡
テニスコート	臼杵市大字諏訪1365番地	3,020㎡

II 体育施設

名 称	所 在 地	面 積
臼杵市諏訪山体育館	臼杵市大字諏訪595番5	建物面積:1,763㎡ 延床面積:1,991㎡
臼杵市民グラウンド	臼杵市大字臼杵81番118	10,531㎡
臼杵市柔剣道場	臼杵市大字臼杵81番95	1,869㎡
南中学校グラウンド夜間照明施設	臼杵市大字搔懐2227番	—
東中学校グラウンド夜間照明施設	臼杵市大字臼杵71番18	—

3. 目標指標

主な施設の利用者数の利用者数の令和7年度実績及び令和9年度から令和11年度までの目標は以下のとおりですので、指定管理者はそれらを参考に広く市民に親しまれるよう運営を行うこと。

目標指数 利用者数	令和7年度 実績	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
市民球場・多目的グラウンド	37,688人	39,000人	40,000人	41,000人
テニスコート	11,527人	12,500人	13,000人	13,500人
諏訪山体育館	57,847人	58,500人	59,000人	60,000人
その他の体育施設	26,732人	26,850人	26,900人	26,950人

4. 指定管理者が行う管理の基本方針の位置づけ

(1) 本施設の役割

本施設は、臼杵市都市公園条例(平成17年臼杵市条例第173号。以下「都市公園条例」という。)及び臼杵市体育施設条例(平成17年臼杵市条例第206号。以下「体育施設条例」という。)に基づく施設として、市民の日常的な憩いの場、健康増進の場となるとともに、多様なレクリエーションの需要にこたえる施設として多くの市民に利用されています。また、臼杵市は地域に根差したスポーツ活動を通じて健康で豊かな心と体を育て活力ある都市を目指し、昭和58年10月に「スポーツ健康宣言都市」として制定を行っており、本施設はその中心的な施設として、多くの市民に利用されています。

(2) 本施設の管理の基本方針

本施設は、本市が設置する「公の施設」であります。上記(1)の本施設の役割や公の施設としての特性を理解し、以下に掲げる事項に従って管理運営を行うものとします。

- ① 利用者が安全に安心して利用できるよう、都市公園条例、同施行規則、体育施設条例、同施行規則及び関連法令等に従うとともに、仕様書等に基づき、常に施設を清潔に保ち、かつ、機能を良好な状態において管理を行うこと。
- ② 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うものとし、利用者の平等な利用を確保すること。
- ③ 施設の効用を最大限に発揮させるような効率的・効果的な運営を行うこと。
- ④ 利用者に対しては、新設かつ丁寧に接遇し、適切なサービスの提供を行うこと。
- ⑤ 利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、利用者の満足度を高めること。

5. 応募の資格

(1)法人又はその他の団体(以下「団体」という。)であること。個人で応募することはできません。

※履歴事項全部証明書で確認、その他の団体は、規約で確認

(2)当該施設を安全に管理運営するうえで人的及び物的管理能力を有すること。

※業務実施体制、財務諸表、定款、規約で確認

(3)臼杵市内に本店、支店又は営業所を有すること。

※履歴事項全部証明書、賃貸借契約書、住宅地図、外観写真、自治会長の証明書等で確認

(4)以下の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること

※誓約書

②国税及び地方税や上下水道料金を滞納していないこと

※納税証明書

③臼杵市又は国若しくは他の地方公共団体等において、指名競争入札の参加を制限されていないこと

※誓約書

④会社更生法、民事再生法等に基づき、更生又は再生手続きをしていないこと

※誓約書

⑤指定管理者の業務を遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること

※業務実施体制、財務諸表(直近3ヶ年)、定款、規約で確認

⑥宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと

※誓約書

⑦暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと

※誓約書

※応募の時点で応募資格があると認められた者が、上記の事項を満たさなくなったときは本応募資格を喪失します。

6. 指定管理者が行う業務

別冊仕様書のとおりです。

7. 指定の期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日(3年間)

ただし、本市が指定管理者による管理を継続することが適当でないとするときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

8. 経理に関する事項

別冊仕様書のとおりです。

9. 施設の供用時間等

(1)施設の供用時間

別冊仕様書のとおりです。

(2)休場日、休館日

別冊仕様書のとおりです。

※なお、(1)、(2)に記載の現在の供用時間等を基準とした、供用時間の延長及び休場日の変更に伴う指定管理料の増額は行いません。

10. 管理運営に関する経費等

(1)指定管理料

申請者が提案する指定管理料は、次に示す参考金額(消費税等を含む)以下としてください。参考金額を超えて提案を行った場合は失格となります。指定管理者候補者として選定された場合、提案された金額に基づいて本市の予算の範囲内で指定管理料について協議を行い、指定管理料を決定します。

なお、本市が支払う指定管理料の支払い時期、方法等については、指定管理者と協議のうえ決定し、指定管理者と臼杵市との間で締結する年次協定で定めるものとします。

《予 算》 1年間の指定管理料

36,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含みます)

※上記金額は上限であって契約金額を表すものではない

※臼杵市が負担する経費及び、指定管理者が指定管理料及び利用料で賄うべき経費の詳細は仕様書に記載しています。

11. 公募手続き

(1)募集要項の配布

①配布期間： 令和8年8月7日(金) から 令和8年9月16日(水) まで
(午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

②配布場所： 臼杵市教育委員会 社会教育課 スポーツグループ
〒875-0041 臼杵市大字臼杵2-107-562 臼杵市中央公民館内
電 話:0972-63-6444 FAX :0972-63-6539

※臼杵市ホームページからも募集要項をダウンロードできます。

(2)申請書類の提出

- ①提出期間： 令和8年8月7日(金) から 令和8年9月16日(水) まで
(午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)
- ②提出部数： 提出は、正本1部、副本11部(副本は写しで可)を提出してください。
※提出書類に虚偽の記載がある場合は失格とします。
- ③提出方法： 提出場所へ持参又は郵送にて提出してください。
※郵送による提出の場合は、9月16日(水)午後5時必着
- ④書類の体裁： 提出書類は以下のように体裁を整えてください。
・ページをつける。(全ての提出書類について通番となるようにする)
・全体を綴りひもやバインダー等で綴る。
・原則としてA4版で、A3版の資料はA4サイズに折り込む。
- ⑤提出場所： 11.(1)②の募集要項配布場所と同じ

12. 指定管理者募集に係る説明会

次のとおり、応募方法、応募書類、指定管理業務、現場の状況等についての事前説明会を開催します。参加を希望する団体は、様式第11号に必要事項を記入し、令和8年8月14日(金)午後5時までに、持参、又はファックスにて下記までお申し込みください。

- (1)開催日時： 令和8年8月17日(月) 14時～
- (2)開催場所： 臼杵市中央公民館 2階 小会議室1
- (3)参加人数： 各団体3名までとします。
- (4)申 込 先： 11.(1)②の募集要項配布場所と同じ

13. 施設の見学

- (1)受付期間： 令和8年8月7日(金)～令和8年8月28日(金)
(午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日、祝日を除きます。)
- (2)申 込 先： 11.(1)②の募集要項配布場所と同じ

14. 質問及び回答

- (1)受付期間： 令和8年8月7日(金)～令和8年8月28日(金)
(午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)
- (2)問合せ先： 11.(1)②の募集要項配布場所と同じ
- (3)回答方法： 令和8年9月4日(金)までの間に、質問者名を伏せて、随時、質問した事業者及び募集要項を配布した事業者全てに行います。

15. 提出書類

提出書類	内 容(添付書類等)	備 考
指定管理者指定申請書 (条例施行規則様式第3号)	別途、納税証明書、直近3ヶ年の財務諸表を添付 5.応募の資格(4)②の要件	
当該申請団体が選定基準及び審査項目において提案する内容に関する書類		提案書様式 第1号～第5号
誓約書	5.応募の資格(4)①、③～⑦の要件	参考様式 1
法人等概要書		参考様式 2
法人の実績		参考様式 3
事業計画書		参考様式 4
収支計画書	団体の向こう3ヶ年分	参考様式 5

16. 審査及び選定に関する事項

(1)指定管理者の選定方法

一次審査後、臼杵市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)による審査(二次審査)を経て、議会の議決後、市長が指定します。

委員会では、書類選考による審査後、応募者のプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行います。

【審査方法】

一次審査 参加資格要件を有する者の中から、評価基準に基づき、企画提案書を審査し、一定基準に達している者を選定します。

二次審査 一次審査で選定した者の中から、評価基準に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査します。【10月9日(金)に開催予定です】

※全ての企画提案について、業務の目的が十分に達していないと判断したときは、候補者の選定や順位を決定しない場合があります。

(2)選定基準及び審査項目

○選定基準

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られていること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られていること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- ⑤ その他、必要と認めること。

(3)選定結果の通知及び公表

選定結果については、応募者全員に文書により通知し、市ホームページ等で公表します。

- ①一次審査結果 令和8年9月25日までに通知します
- ②二次審査結果 令和8年10月16日までに通知します

(4)指定管理者の指定

指定管理者は、市議会の議決を得て指定されます。議決を得られない場合は指定できません。

(5)選定審査対象外

次の場合においては、選定審査対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載が明らかになったとき。
- ② この要項に違反し、又は著しい逸脱が明らかになったとき。
- ③ 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき。
- ④ 面接審査に出席しなかったとき。
- ⑤ その他不正行為が認められたとき。
- ⑥ 審査項目は **別紙1** の内容とする。

(6)その他

- ①委員会の会議は非公開で実施します。
- ②委員会による審査において、各委員の評価点を合計し、総得点が最も高い団体を第1候補者、次に得点が高い団体を、第2候補者とします。もし、第1候補者が何らかの事情により事業に着手できない場合は、第2候補者を繰り上げるものとします。
- ③応募が1団体の場合であっても、評価の結果、選定基準に満たない等の理由により選定団体を決定しない場合があります。選定基準を満たした場合は、優先的に指定管理者の候補者とします。
- ④選定団体に決定された後、応募の際に提出した内容と実際の事業計画が著しく異なる場合は決定を取り消すことがあります。
- ⑤プレゼンテーション・ヒアリングにおいて、応募者が申請書に比して、補充・追加された事項については、資料を追加提出すること。

17. その他特記事項

(1)損害賠償等

- ①協定締結後に、市が指定管理者として選定された申請団体へ指定の取消し、又は停止を命じた場合に市に損害が発生したとき、市は当該団体へ損害賠償を請求することがあります。
- ②指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設及び設備を損傷及び滅失した場合や指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害等が及んだ場合は、その損害等の一

部又は全部について賠償していただきます。指定管理者は、あらかじめ損害等を担保するため必要な保険に加入していただきます。

③指定の期間満了前に指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合は、指定管理者は、市に対して速やかに(遅くとも3か月前まで)に通知しなければなりません。

④指定管理者の責めに帰すべき事由により、市が指定の取消しの処分を行ったとき、又は辞退、撤退があった場合、市は、指定管理者に対して、適正な施設管理に要する経費の3か月に相当する額の違約金等を請求します。

※このような事態となった場合には、違約金を支払う資力がいないことが想定されます。

※そのような事態でなくても、違約金は高額となるため、事業者の破綻に直結することが想定されます。

(2)年度協定締結前の準備行為に係る経費は、当該指定管理者の負担とします。

(3)提出書類は、お返しできません。

(4)提出された書類は、議会説明資料など必要に応じ複写し、提供します。

(5)提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります

(個人情報保護に関する法律における不開示及び部分開示の規定のものを除く。)

(6)選定審査後において、応募資格を満たさないことが判明した場合には、その時点で候補者としての資格を取り消す場合があります。

18. 問い合わせ先

〒875-0041

臼杵市大字臼杵2の107番562 臼杵市中央公民館内

社会教育課 スポーツグループ

担当:東、佐護 電話:0972-63-6444 FAX:0972-63-6539

メール:shakai@city.usuki.oita.jp

※午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。